

第10号様式
(補助金交付指令書)



高知県指令20高知林改第103号

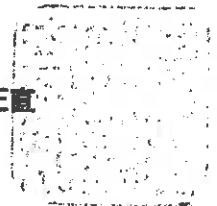
補助金交付決定通知書

補助事業者名 中土佐町 様

平成21年3月6日付けで補助金交付申請のあった平成20年度造林事業補助金については、下記条件により金2,880,691円を交付することに決定したので通知する。

平成21年 3月31日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（特定間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係り町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。



第14号様式
(補助金交付指令書)

高知県指令19高知林改第62号

補助金交付決定通知書

補助事業者名 中土佐町 様

平成20年3月3日付けで補助金交付申請のあった平成19年度造林事業補助金については、下記条件により金3,520,729円を交付することに決定したので通知する。

平成20年 3月25日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県造林事業補助金交付要綱及び高知県造林補助事業実施要領に従わなければならない。
- 2 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、本年度を含む6年間整理保管しなければならない。
- 3 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 4 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知

竣工検査報告書・補助金交付指命令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業		事業所名：須崎林業事務所		取組機関名：中土佐町		造林区分名：高岡郡中土佐町			平成19年度 第4～4半期			3ページ																								
申請番号	施行地番号	施行地区番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (ha)	植栽本数	ha当り 植栽本数 (円当り)	ha当り 標準単価 (実行経費)	減価 費	減 費	査定係数		査定経費	更正査定経費	補助金																	
															査定 係数	特別 計																				
MM3	002	01	2	中土佐町	3134	15	02		522				00		170		4,082,315	4,082,315	1,612,926																	
MM3	##	##	*						522								4,082,315	4,082,315	1,612,926																	
															合計	人数	1	1	施行地数	1	箇所	面積	5.22	ha	植栽本数	0	本	査定経費	4,082,315	円	更正査定経費	4,082,315	円	補助金	1,612,926	円



第14号様式
(補助金交付指令書)

高知県指令20高知林改第35号

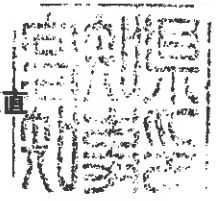
補助金交付決定通知書

補助事業者名 須崎地区森林組合 様

平成20年7月1日付けで補助金交付申請のあった平成19年度緑越造林事業補助金については、下記条件により金8,272,675円を交付することに決定したので通知する。

平成20年10月31日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県造林事業補助金交付要綱及び高知県造林補助事業実施要領に従わなければならない。
- 2 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、本年度を含む6ヶ年間整理保管しなければならない。
- 3 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 4 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額

竣工検査調査報告書・補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業		取扱機関名：須崎地区森林組合		造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り・IXC-40 (抽出集積)		平成19年度 繰上四半期		5 ページ								
申請番号	施行地番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種	樹種	面積 (延長m)	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金
													査定	特認		
KND1001	01	01	01	須崎地区森林組合	03010108	15	02	02	1.58			545,372.28	170		1,464,869	585,947
KND1001	02	02	02	須崎地区森林組合	03010108	15	02	02	3.33			545,372.28	170		3,087,350	1,234,940
KND1001	03	03	03	須崎地区森林組合	03010108	15	02	02	7.81			545,372.28	170		7,240,904	2,896,361
KND1001	04	04	04	須崎地区森林組合	03010108	15	02	02	0.51			545,372.28	170		472,837	189,134
KND1001	05	05	05	須崎地区森林組合	03010108	15	02	02	0.30			545,372.28	170		278,139	111,255
KND1001	06	06	06	須崎地区森林組合	03010108	15	02	02	1.56			545,372.28	170		1,446,326	578,530
KND1001	***		**						15.09							
KND1001	***		**						15.09							
										合計	0	13,990,425			5,596,167	

人数 1
 施行地数 1
 箇所面積 15.09 ha(m)
 植栽本数 0
 本 査定経費 13,990,425 円
 補助金 5,596,167 円

第14号様式
(補助金交付指令書)

高知県指令20高知林改第64号

補助金交付決定通知書

補助事業者名 須崎地区森林組合 様

平成20年12月5日付けで補助金交付申請のあった平成19年度繰越造林事業補助金については、下記条件により金5,818,993円を交付することに決定したので通知する。

平成21年 2月10日

高知県知事 尾崎 正直

記

- 1 高知県造林事業補助金交付要綱及び高知県造林補助事業実施要領に従わなければならない。
- 2 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、本年度を含む6ヶ年間整理保管しなければならない。
- 3 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。)又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等(育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道)及び居住地森林作業道(以下「作業道等」という。)の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 4 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額

竣工検査調査報告書・補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業

造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り圃・XC-40（撤出集積）

事業所名		取扱機関名		市町村名		高岡郡中土佐町		平成19年度		繰上四半期		4ページ				
申請番号	施行地区番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	ha当たり 掛 費	査定係数 特認	計	査定経費	補助金	
KND1001	01	1	須崎地区森林組合	0301010815	02	077	0.77	170	547,458	28	716,622		286,648			
KND1001	02	1	須崎地区森林組合	0301010815	02	010	0.10	170	547,458	28	93,067		37,226			
KND1001	03	1	須崎地区森林組合	0301010815	02	112	1.12	170	547,458	28	1,042,360		416,944			
KND1001	04	1	須崎地区森林組合	0301010815	02	103	1.03	170	547,458	28	958,598		383,439			
KND1001	05	1	須崎地区森林組合	0301010815	02	030	0.30	170	547,458	28	279,203		111,681			
KND1001	06	1	須崎地区森林組合	0301010815	02	082	0.82	170	547,458	28	763,156		305,262			
KND1001	07	1	須崎地区森林組合	0301010815	02	102	1.02	170	547,458	28	949,292		379,716			
KND1001	08	1	須崎地区森林組合	0301010815	02	120	1.20	170	547,458	28	1,116,814		446,725			
KND1001	**	*					636									
KND1002	01	1	須崎地区森林組合	0301010815	02	337	3.37	170	547,458	28	3,136,386		1,254,554			
KND1002	**	*					337									
KND1003	01	1	須崎地区森林組合	0301010815	02	459	4.59	170	547,458	28	4,271,814		1,708,725			
KND1003	**	*					459									
KND1003	***	**					1432									
合計		人数	1	施行地数	3	箇所	面積	ha(m)	14.32	植栽本数	0	本	査定経費	13,327,312	円	
														補助金	5,330,920	円

補助金交付決定通知書

補助事業者名 須崎地区森林組合 様

平成²¹/₂₁年¹/₁月²³/₂₈日付けで補助金交付申請のあった平成20年度造林事業補助金については、下記条件により金41,318,499円を交付することに決定したので通知する。

平成21年 3月31日

高知県知事 尾崎 正道

記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（特定間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、幹の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。

竣工検査調書・補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業		事業主体番号		事業主体名		補助区分		補助地種区分		面積		植栽本数		ha当たり標準単価		ha当たり		市町村名		平成20年度		第4四半期		23ページ	
事業所名：須崎林業事務所		取組機関名：須崎地区森林組合		事業主体番号		造林区分		ha		ha		植栽本数		(実行経費)		掛		高岡郡中土佐町		年度		第4四半期		23ページ	
申請番号	施行地区番号	施行地区番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助地種区分	面積 (延長m)	植栽本数	ha	ha	植栽本数	ha	ha	ha	ha	市町村名	年度	第4四半期	23	ページ	補助金	補助金	補助金	補助金	補助金
KN0100201	01	01	1	須崎地区森林組合	0301010823	02	1.63		1.63	544,619	28	180	1,597,912	639,164	※										
KN0100202	02	02	*				1.63		1.63																
KN0100301	01	01	1	須崎地区森林組合	0301010823	02	2.47		2.47	544,619	28	180	2,421,376	968,550	※										
KN0100302	02	02	*				2.47		2.47																
KN0100401	01	01	1	須崎地区森林組合	0301010823	02	0.53		0.53	544,619	28	180	519,566	207,826	※										
KN0100402	02	02	*				0.53		0.53																
KN0100501	01	01	1	須崎地区森林組合	0301010823	02	0.63		0.63	544,619	28	180	617,597	247,038	※										
KN0100502	02	02	*				0.63		0.63																
KN0100601	01	01	1	須崎地区森林組合	0301010823	02	2.67		2.67	544,619	28	180	2,617,438	1,046,975	※										
KN0100602	02	02	*				2.67		2.67																
KN0100701	01	01	1	須崎地区森林組合	0301010823	02	0.54		0.54	544,619	28	180	529,369	211,747	※										
KN0100702	02	02	1	須崎地区森林組合	0301010823	02	1.34		1.34	544,619	28	180	1,313,621	525,448	※										
KN0100703	03	03	*				1.88		1.88																
KN0100801	01	01	1	須崎地区森林組合	0301010823	02	2.10		2.10	544,619	28	180	2,058,659	823,463	※										
KN0100802	02	02	*				2.10		2.10																
KN0100803	03	03	*				11.91		11.91																
合計							11.91	0	11.91	11,675,538	0	0		4,670,211											



第10号様式
(補助金交付指令書)

高知県指令21高林改第81号

補助金交付決定通知書

補助事業者名 須崎地区森林組合 様

平成22年 2月10日付けで補助金交付申請のあった平成21年度造林事業費補助金については、下記条件により金28,405,953円を交付することに決定したので通知する。

平成22年 3月30日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該補助金相当額を返還すること。

補助金交付指命令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：須崎林業事務所
 事業主体番号：須崎地区森林組合
 取組機関名：須崎地区森林組合
 造林区分名：流域育成林整備事業
 補助区分名：流域育成林整備事業
 造林区分名：須崎地区森林組合
 市町村名：高岡郡中土佐町
 平成21年度 第4四半期 25 ページ

申請番号	施行地区番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数 (haあたり単価)	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金
												査定 係数	特認 計		
KN01005	01	1	須崎地区森林組合	03010123	15		02	1.41		767,220	28	170		1,839,026	735,610
KN01005	**	*						1.41							
KN01006	01	1	須崎地区森林組合	03010123	15		02	1.52		767,220	28	170		1,982,495	792,998
KN01006	**	*						1.52							
KN01010	01	1	須崎地区森林組合	03010123	15		02	0.84		767,220	28	170		1,095,588	438,235
KN01010	**	*						0.84							
KN01011	01	1	須崎地区森林組合	03010123	15		02	1.22		767,220	28	170		1,591,213	636,485
KN01011	**	*						1.22							
KN01012	01	1	須崎地区森林組合	03010123	15		02	1.18		767,220	28	170		1,539,042	615,616
KN01012	**	*						1.18							
KN01013	01	1	須崎地区森林組合	03010123	15		02	1.95		767,220	28	170		2,543,334	1,017,333
KN01013	**	*						1.95							
KN01014	01	1	須崎地区森林組合	03010123	15		02	1.45		767,220	28	170		1,891,197	756,478
KN01014	**	*						1.45							
KN01***	**	*						9.57							
合計	人数	1	施行地数	7	植栽本数	9.57	ha(m)		0	本	12,481,895	円		補助金	4,992,755

補助金交付指命令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業

造林区分名：機能増進抜き伐り抜き伐り置・区B-30 (抜捨)

事業所名：須崎林業事務所 取扱機関名：須崎地区森林組合 市町村名：高岡郡中土佐町 平成21年度 第4四半期 20 ページ

申請番号	施行地区番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数 (実行経費)	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金	
												査定 係数	特認 計			
KN0100101	01	01	1	須崎地区森林組合	03010103	15	02	135		121,002.28	170			277,698	111,079	
KN0100102	01	01	1	須崎地区森林組合	03010103	15	02	135								
KN0100301	01	01	1	須崎地区森林組合	03010103	15	02	148		121,002.28	170			304,439	121,775	
KN0100302	01	01	1	須崎地区森林組合	03010103	15	02	148								
KN0101601	01	01	1	須崎地区森林組合	03010103	15	02	274		121,002.28	170			563,626	225,450	
KN0101602	01	01	1	須崎地区森林組合	03010103	15	02	274								
KN0101603	01	01	1	須崎地区森林組合	03010103	15	02	557								
合計	人数	1	施行地数	3	箇所	面積	ha (m)	5.57	植栽本数	0	本	査定経費	1,145,763	円	補助金	458,304

補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：武城育成林整備事業

事業所名：須崎林業事務所

取組機関名：須崎地区森林組合

市町村名：高岡郡中土佐町

平成21年度

第4四半期

26 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種	樹種	面積 (延長m) ha	補栽本数	ha当たり 補栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費) 円	査定係数		査定経費	補助金
													査定 係数	特認 計		
KN01007	01	03010124	1	須崎地区森林組合	15	02	02	1.46	1	700,006	28	170	1,737,413	694,965		
KN01008	01	03010124	1	須崎地区森林組合	15	02	02	2.53	2	700,006	28	170	3,010,725	1,204,290		
KN01009	01	03010124	1	須崎地区森林組合	15	02	02	1.27	1	700,006	28	170	1,511,311	604,524		
KN02001	01	03010124	1	須崎地区森林組合	02	02	02	9.45	9	700,006	28	170	11,245,595	4,498,238		
合計	人数 1	施行地数 4	箇所面積 14.71	ha (m) 補栽本数 0	本 査定経費 17,505,044	円	補助金 (7,002,017)	円								